

朝鮮關係資金に関する件

32

2

16

総務参事官長

マニラ局第一課長

朝鮮南滿洲資金に關する件

昭和三十三年十一月

勝田

一、大藏省管轄局外口紙産課は同課の所管する

種別を以ては同課の賠償より引継ぎ管理

し、この諸紙産のうち朝鮮南滿洲資金

(一) 至徳はついでに別紙(一)参照(二) 外務省 後 官 方

希望してゐる。

二、本件資金は総司令部の昭和三十一年三月

外務省



ア一 201

したものであり、種多反項目を合々、當時米倒れかいた

る(法律的)根拠に基いて押収、管理したかは明らかでない

か、大蔵省の説明資料を大別すると一(1)朝鮮一

巨額厚な資金、(2)興生会関係資金(3)朝鮮総督府

関係資金(4)その他の資金に四分類され、その詳細は別

紙二、三、四、五のとおりである。

三、大蔵省はこゆ資金の管理態をその係統格的に

外務省に核管理方針を望しつゝ、前記のよりの総司令部

側の押収、管理の根拠も明白になく、外務省が核管理

を受けその再調査を行つても満足しうる結果を得らぬ

疑問があり、本件保管金が朝鮮兩係資金であるとい

理由が、この水と引つゝことは得策がなく、かつ大蔵省

か口内的に処分し得る内容の資金を含むといふ。

添付の

四、しかしながら本件資金についてはSCAP/N748614

に記載され、專に別も記載してあるとみられるが、日銀は

収支の対象ともなるので、大蔵省部内において先ず外

口財産簿と請求権尚書と担きする外債簿の二方面から

打合せることが必要と考えられる。

五、本保管金を大蔵省が、この点におき日銀に予託し

ておくことは別として何等かの理由が必要とするのは前記

通り

の四類別に従つて次のように措置するところが必要と考

えらぬ。

朝鮮人急激厚く資金（別紙二参照）

（本件）

別紙二に記載の資金は、朝鮮人等との取引、朝

（本件）

鮮人の対するこの種未払金と供給に附せしめる例に

照し（特別）供給に附して保全を要する。

(2) 興生会関係資金（別紙三参照）

本件資金は北海道にありて興生会（法）関係資金に

にあり、勿論、何れからせよと、何れ何れ金もあつても、必ずしも朝鮮

人持分とはいふべきであらう。二、資金は他、地域における

興生会資金の取扱の例に従つて処理する。

(陸) 興生会は、昭和十九年十一月、従来あつた校組合が改組

したもので、^(在田)朝鮮人の援護を目的とし、厚生省の監督団体

あつた。地方興生会の会長は道長官に在り、理事は、朝鮮

の各地方に海通、大阪、山口、福岡等、民生課が置かれ、その

口 朝鮮總督府單位に對しては、その支分が減少せしめられ、

口 以下に地域あるいは區域別に分科ありた。

口 右の興生事業予算として昭和十一年年度の

口 加計上された。

(3) 朝鮮總督府關係とから出た資金(別紙四参照)

口 總司令部の本件資金(金)は、差押元在根拠は在鮮米

口 軍政部が昭和二十年九月二十五日付の報告に在鮮日本戦

(軍令第二号)

産物売買、移転禁止令によることより、韓口側は昭和二十七年

度会議の際昭和二十八年八月九日以降朝鮮から日本に付替え

又は送金と申す金の返還を請求してゐる。

この資金のうち別紙五の(二)に於いては外地整理室は取

知してゐるが他の資金については更に確定する必要がある。

右のような韓口側請求があるか、処理に必要とするかは請

求根拠を別紙に於いてと差支えないと考

8)

えら。

(原)大蔵省の本件資金の管理方請求不答の場合、

外務省(外務)が朝鮮総督府に強請を継続せしむるは

らたこの資金に因する限りこれに拒否する理由は乏しい

と考えらる。

(4) その他の資金

別紙 五の

大蔵省

(一) 及び (三) の項目については口内酌量処理せらるゝと考へらる。

いかにか(三)の項目にその更に事情を鑑定するに必要か

あり。